

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年9月10日提出
【計算期間】	第8期(自 2018年12月11日至 2019年6月10日)
【ファンド名】	新生・世界スマート債券ファンド 1506
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

インカム・ゲインとキャピタル・ゲインを追求し、長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

###### ファンドの基本的性格

###### 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ( )
追加型投信		資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1回	グローバル (含、日本)		
一般				
大型株	年 2回	日本		
中小型株	年 4回	北米	ファミリーファンド	
債券	年 6回 (隔月)	欧州		あり (米ドル売り 円買いヘッジ)
一般				
公債				
社債				
その他債券	年 12回 (毎月)	アジア		
クレジット属性 ( )		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債 券(一般、その他 債券)))	その他 ( )	アフリカ		
資産複合 ( )		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券（一般、その他債券））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

#### <商品分類の定義>

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネジメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### <補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分の定義>

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資され

るものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 7. 特殊型

ブル・ペア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

#### ファンドの特色

当ファンドは、主な投資先であるケイマン籍外国投資信託(ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド円投資型1506(ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)以下「投資先ファンド」といいます。)を通じて実質的な運用を行います。

1. ●投資先ファンドを通じて世界(新興国を含む)の様々な債券に投資することで、インカム・ゲインとキャピタル・ゲインを追求し、長期的な資産の成長をめざします。

投資先ファンドの主な投資対象は以下の通りです。

ソブリン債券 投資適格社債 ハイ・イールド債券 新興国債券 モーゲージ証券等 等

- 債券種別ごとの投資配分の機動的な変更、個別銘柄の選択および限定的に通貨配分を調整することにより収益の獲得をめざします。

ポートフォリオの加重平均信用格付は、S&PによるA-格もしくはムーディーズによるA3格またはその他の有力格付機関による同等以上の格付とします。

- 投資先ファンドにおいて原則として米ドル円の為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。

日米の短期金利差が拡大すれば、ヘッジコスト(ヘッジプレミアム)が大きくなり、基準価額の変動要因となります。

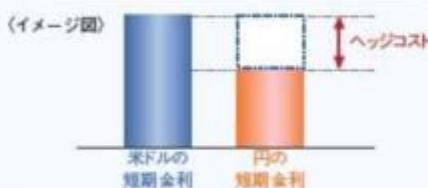
限定的な通貨配分の調整を行った場合には、一定程度の為替変動の影響を受けることがあります。

2. 投資先ファンドの実質的な運用は、BNYメロン・グループ傘下の運用会社であるメロン・インベストメンツ・コーポレーション が行います。

3. 当ファンドは、原則として、信託期間約5年の単位型投資信託です。

### III 為替ヘッジおよびヘッジコストについて

米ドル建て資産に対し、対円で  
為替ヘッジする場合のヘッジコスト



円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合にヘッジコストが発生します。一方、米ドルの短期金利が円の短期金利よりも低い場合には、ヘッジプレミアムが発生する場合があります。

- 「為替ヘッジ」とは、通貨の先渡取引\*等を利用して、あらかじめ将来の為替レートを予約しておくことにより、為替変動リスクを低減することです。
- 米ドルと円の取引で為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分のヘッジコストがかかります。  
\*先渡取引とは、将来のある時点を受渡日として、あらかじめ決定した価格ないしレートで行う取引です。

注) 日米短期金利差の変動に伴い、為替ヘッジの際に支払われるヘッジコストの水準は変動します。また、実際の運用における為替ヘッジ取引では、為替先渡取引等が用いられるため、実際のヘッジコストと左記イメージ図で示される短期金利差とは一致しないことがあります。

当ファンドは、投資先ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションに委託しておりました。BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションは、2018年2月1日に、それまで当ファンドの副投資運用会社を担当した債券運用のスペシャリストであるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーと、同じBNYメロン・グループで、ファンダメンタルズに基づいたグローバルな定量戦略を得意とするメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションならびに、ファンダメンタルズに基づくアクティブな株式運用を行うザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーの3社が統合し、業務を開始した会社です。「BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション」は、2019年1月2日付けて「メロン・インベストメンツ・コーポレーション」に社名を変更いたしました。

#### 信託金限度額

500億円を限度とします。

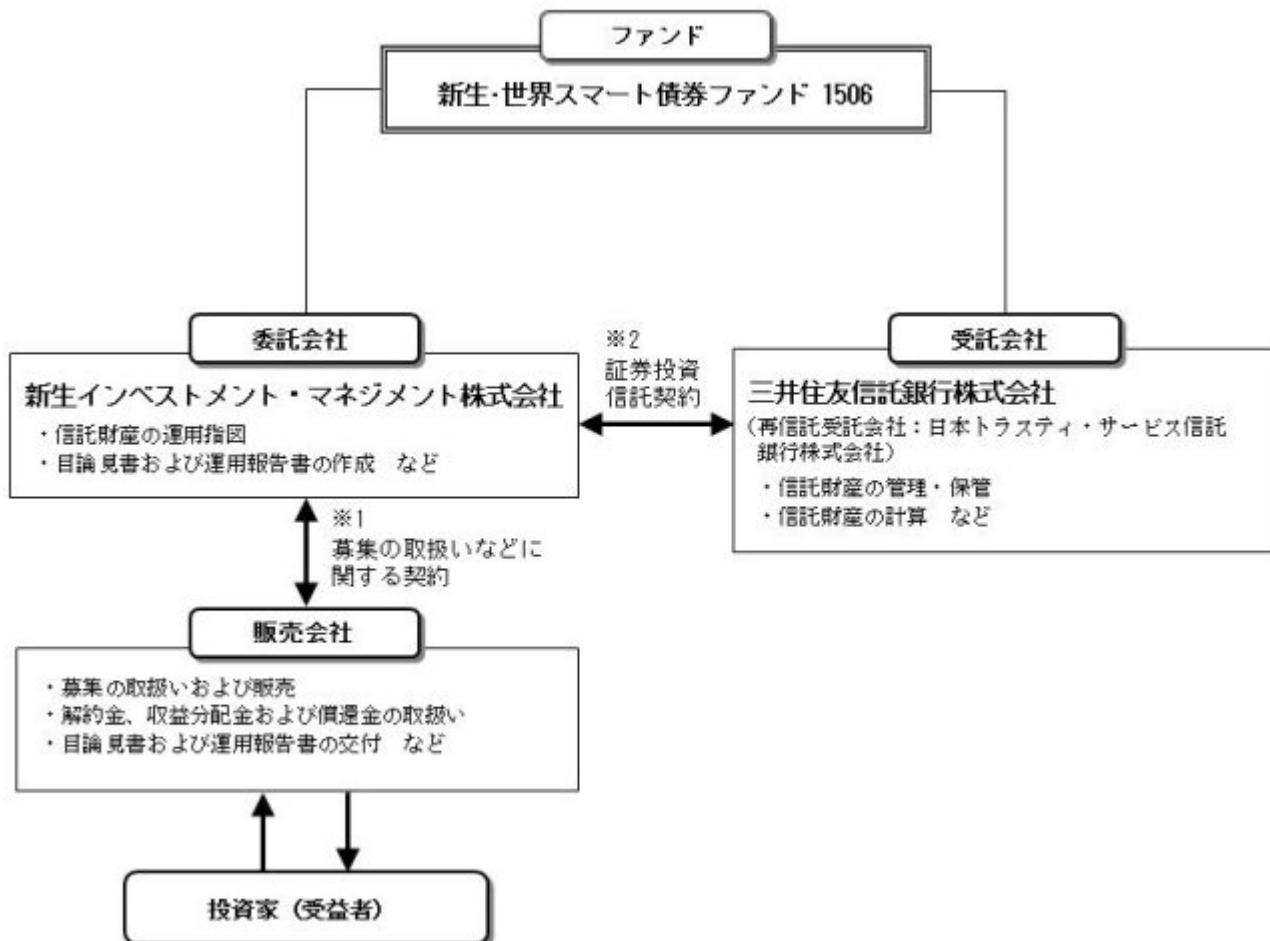
#### （2）【ファンドの沿革】

2015年6月1日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

#### （3）【ファンドの仕組み】

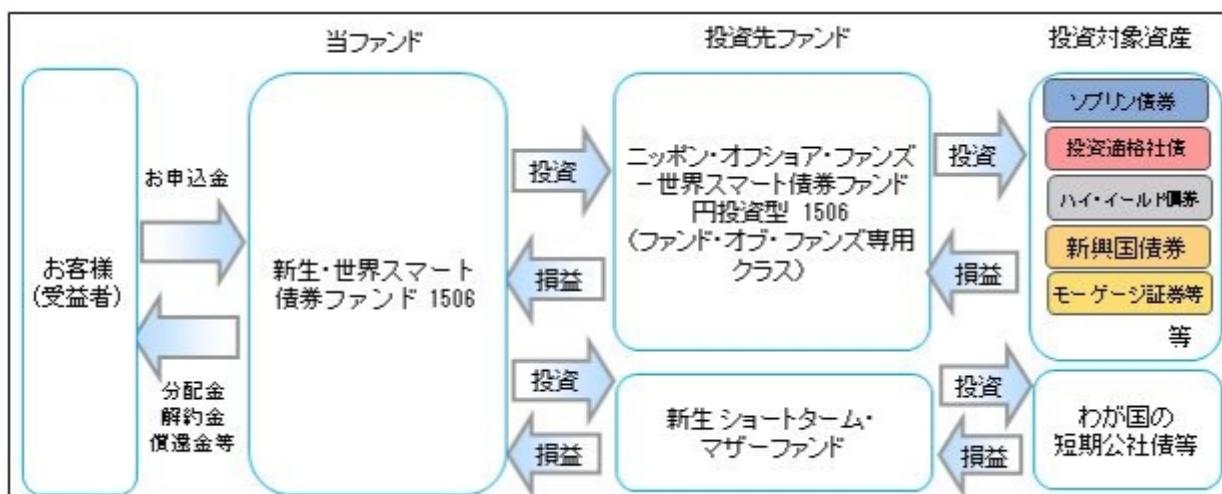
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

#### <ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。原則として、投資先ファンドの組入比率を高位に保ちます。



#### 委託会社の概況（2019年6月末現在）

- 1) 資本金  
4億9,500万円
- 2) 沿革

2001年12月17日：

新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

- 2002年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録
- 2003年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可
- 2007年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録
- 2015年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

### 3 ) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

## 2 【投資方針】

### ( 1 ) 【投資方針】

ケイマン籍円建て外国投資信託「ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1506（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」受益証券（以下「投資先ファンド」といいます。）を通じて、実質的に世界の様々な債券（ソブリン債券、投資適格社債、ハイ・イールド債券、新興国債券、モーゲージ証券等の証券化商品等）およびその派生商品へ投資を行うことにより、信託財産の成長をめざします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資先ファンドへの投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。

投資先ファンドにおいて、投資先ファンドの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の対円における為替ヘッジ取引を行います。

資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

### ( 2 ) 【投資対象】

投資先ファンドおよび証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

・ 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ . 有価証券

ロ . 金銭債権

ハ . 約束手形（上記イ . に掲げるものに該当するものを除きます。）

・ 次に掲げる特定資産以外の資産

イ . 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、投資先ファンドおよび「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1 . コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3 . 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4 . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用すること

の指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 投資対象ファンドの概要

- 1) 「ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1506  
(ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)」

ファンド名	ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1506 (ファンド・オブ・ファンズ専用クラス)
形態	ケイマン籍円建て外国投資信託受益証券（契約型投資信託）
投資目的	分散された債券（その派生商品を含みます。）のポートフォリオに対する投資を通じて、安定した収益の獲得および長期的な資産の成長を追求します。
主な投資対象	ソブリン債、投資適格社債、ハイ・イールド債券、新興国債券、モーゲージ証券等などの他、多様な債券および他の債務証券（固定利付または変動利付）に対して投資することができます。
運用管理報酬等	運用管理報酬：純資産総額に対して年率1.30%（内訳：管理・投資運用報酬0.56%、販売管理報酬0.64%、管理事務代行報酬0.05%、保管報酬0.05%） 上記以外に、受託報酬0.01%（最低年間報酬額10,000米ドル）、その他の費用・手数料として取引手数料やファンドの設立に関する費用、監査報酬等が発生し、投資先ファンドより間接的にご負担いただきます。その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
管理会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
投資運用会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
副投資運用会社	メロン・インベストメンツ・コーポレーション

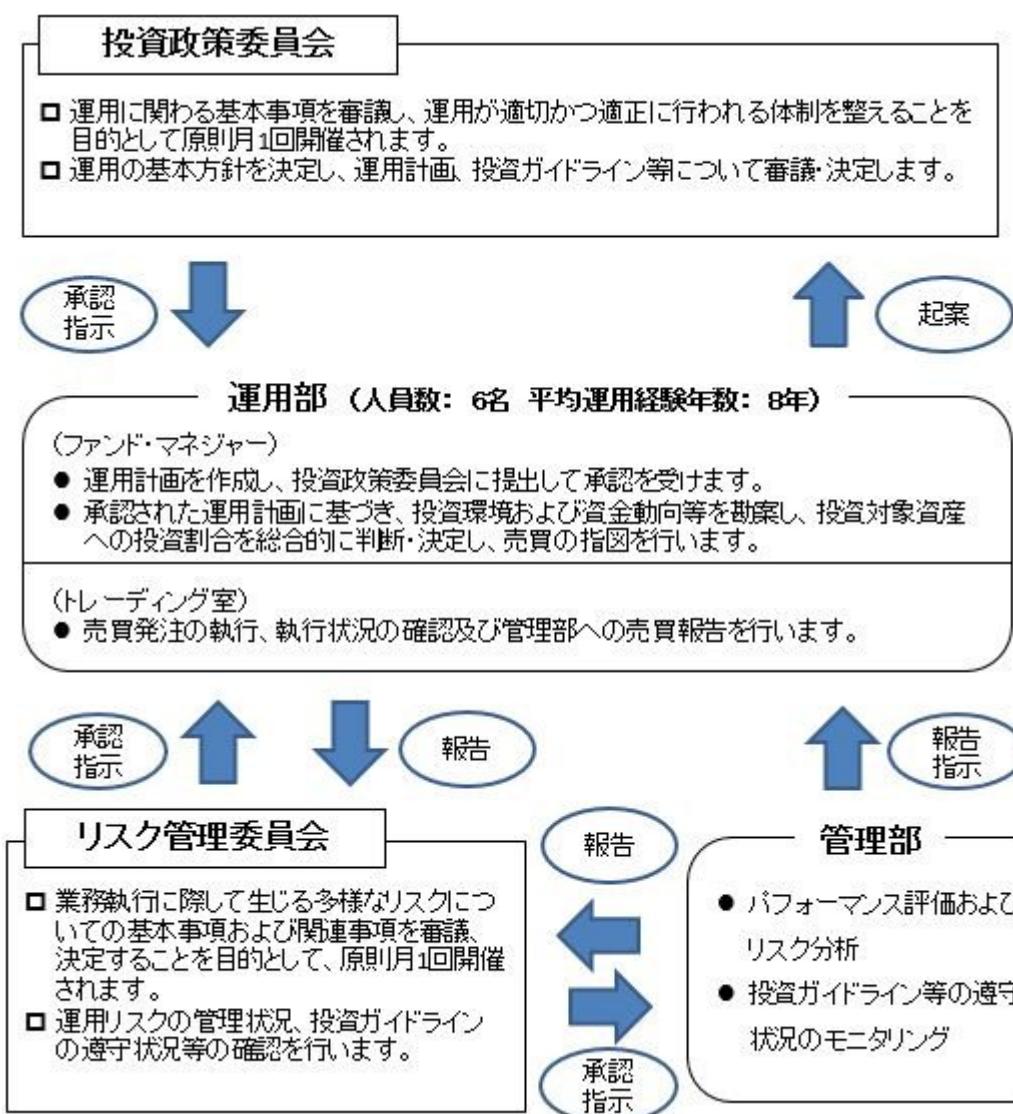
- 2) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。 スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。
設定日	2006年12月27日（水）
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。

信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

### (3) 【運用体制】

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>  
ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、2019年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<投資運用会社および副投資運用会社>

#### 1) 運用体制

投資運用会社：BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンド資産および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に

委託しています。

投資運用会社は、投資先ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、副投資運用会社に委託しています。

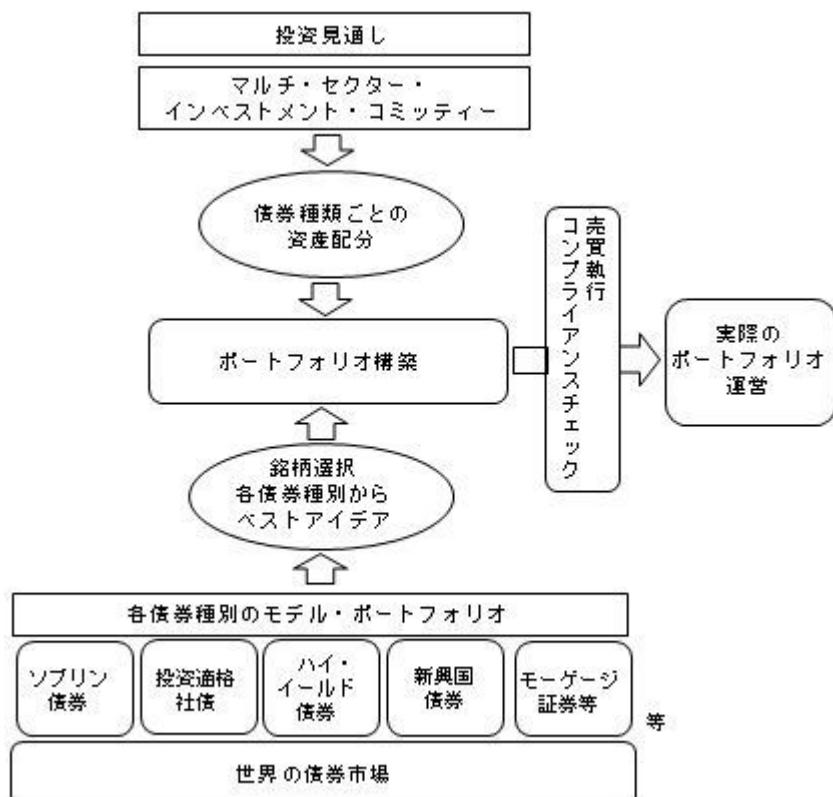
副投資運用会社：メロン・インベストメンツ・コーポレーション

投資運用会社は、投資先ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、メロン・インベストメンツ・コーポレーションに委託しています。

当ファンドは、投資先ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションに委託しておりました。BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションは、2018年2月1日に、それまで当ファンドの副投資運用会社を担当した債券運用のスペシャリストであるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーと、同じBNYメロン・グループで、ファンダメンタルズに基づいたグローバルな定量戦略を得意とするメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションならびに、ファンダメンタルズに基づくアクティブな株式運用を行うザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーの3社が統合し、業務を開始した会社です。

「BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション」は、2019年1月2日付けで「メロン・インベストメンツ・コーポレーション」に社名を変更いたしました。

## 2) 投資プロセス



- ・債券種別ごとの資産配分の変更と、それぞれの債券種別における銘柄選択により収益の獲得を目指します。
- ・ソブリン債券、投資適格社債、ハイ・イールド債券、新興国債券、モーゲージ証券等などの間で配分の変更を行います。
- ・バーカレイズ・グローバル総合・インデックスの債券種別比率に対して強弱をつけて、過度なリスクを取りすぎない範囲で、債券種別配分を機動的に変更させて運用します。

主な投資比率の目安	
・ハイ・イールド債券	0% ~ 20%
・新興国債券	0% ~ 20%

- ・限定的に通貨配分を調整することで米ドル以外のポジションを取ることがあります。

- ・投資先ファンドの運用会社は、以下の人的構成で当ファンドの運用を行っています。

役職名	担当業務内容	人員数 (人)
最高投資責任者 (CIO)	社内における運用上の意思決定や運用成果に対する最高責任者	1
ファンド・マネジャー	ポートフォリオ構築および管理	4
アナリスト	投資対象となる債券の分析	6
エコノミスト	経済環境の分析	1

\* 上記以外に売買執行業務に8名、ポートフォリオ分析業務に4名がファンド運営に関与しています。

上記体制等は、2018年12月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### ( 4 ) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

###### 1 ) 分配対象額の範囲

元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

###### 2 ) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

###### 3 ) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

##### 収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

#### ( 5 ) 【投資制限】

##### 約款に定める投資制限

- 1 ) 投資信託証券、短期社債等（「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2 ) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- 3 ) 株式への直接投資は行いません。
- 4 ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5 ) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6 ) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7 ) 資金の借入れ
  - 1 . 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - 2 . 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における

信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 8) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーベルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 9) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーベルックスルー、債券等エクスポートジャーベルックスルーおよびデリバティブ取引等エクスポートジャーベルックスルーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがあります。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅してありませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

##### 価格変動リスク（金利変動リスク）

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に公社債等に投資します。公社債の価格は、一般的に金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。また発行体が財政難や経営不安となつた場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

##### 為替変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、政治情勢、為替市場の動向やその他の要因により大きく変動することがあります。当ファンドは、投資先ファンドにおいて、米ドル売り円買いの為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクの全てを排除するものではありません。円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

##### カントリーリスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済情勢、投資規制・通貨規制、税制等の変化により、資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

##### 信用リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に組入れた有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

##### その他の留意点

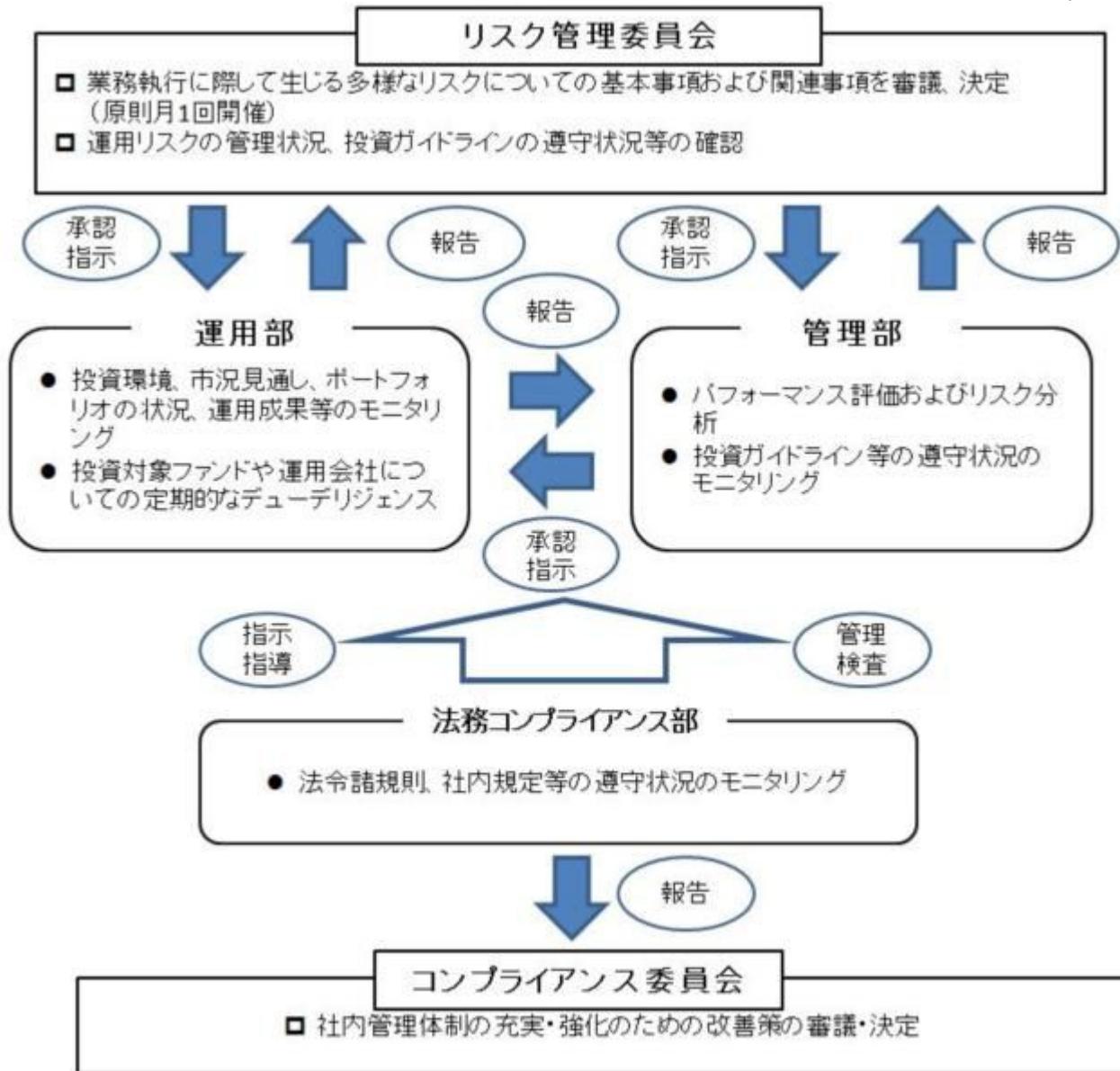
- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

- 2 ) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3 ) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4 ) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5 ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## （2）リスク管理体制

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

- ・当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
- ・また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド及び運用会社の状況について確認を行います。
- ・管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
- ・法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は2019年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

〈メロン・インベストメンツ・ヨーポレーション〉

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告します。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価されます。

上記体制等は、2018年12月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

申込手数料および換金（解約）手数料に関しては、以下に記載される＜追加的記載事項＞もあわせてご確認下さい。

### (1) 【申込手数料】

かかりません。

## (2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料  
ありません。

### 信託財産留保額

換金時には換金申込受付日に応じて以下のように信託財産留保額（一万口当たり）がファンド内に留保され、実質的には投資先ファンドの換金時に発生する条件付後払申込手数料に充当されます。

換金申込受付日	信託財産留保額 (一万口当たり)
設定日から2016年5月31日まで	300円
2016年6月1日から2017年5月31日まで	250円
2017年6月1日から2018年5月31日まで	200円
2018年6月1日から2019年5月31日まで	150円
2019年6月1日から2020年5月31日まで	100円
2020年6月1日以降	0円

当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「条件付後払申込手数料」の支払いが生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける条件付後払申込手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

### （3）【信託報酬等】

#### 信託報酬

信託報酬率（年率）<純資産総額に対し>			
当ファンド	0.6156% (*1 (税抜0.57%))	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率 を乗じて得た額とします。	
投資対象とする投資信託証券	1.30%	0.64%	販売管理の対価です。 (追加的記載事項でご確認ください。)
		0.66%	管理・投資運用等の対価です。 (追加的記載事項でご確認ください。)
実質的負担	1.9156% <sup>*2</sup> 程度(税込)		

・ 投資先ファンドの運用管理報酬等（純資産総額に対して年率1.30%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.9156%<sup>\*2</sup>程度です。

投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。

\*1...0.627% \*2...1.927%

#### 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計 0.6156% (*3 (0.57%))	役務の内容
委託会社	0.3024% (*4 (0.28%))	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.2808% (*5 (0.26%))	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内のファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.0324% (*6 (0.03%))	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 です。

括弧内は税抜です。

消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。

\*3...0.627% \*4...0.308% \*5...0.286% \*6...0.033%

#### 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期末、ファンドの一部解約時または信託終了のときに、信託財産から支払います。

上記は、提出日現在において知り得る情報に基づいて作成しています。

#### （4）【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）

(a) 株式等の売買委託手数料

(b) 外貨建資産の保管費用

(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息

(d) 信託財産に関する租税

(e) 信託財産に係る監査費用等

(f) その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、(e)記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額62万円および消費税）が日々計上され、毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。(f)記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

また、運用財産の管理の対価として投資先ファンドにかかる受託報酬0.01%（最低年間報酬額10,000米ドル）、組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等、投資先ファンドの設立の際に弁護士等に支払う手数料等であるファンド設立費用（弁護士費用等）および投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数料の監査報酬が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### <追加的記載事項>

##### ファンドの保有期間における主な手数料・費用について

- 当ファンドでは、当初お申込時の購入手数料はかかりません。
- 投資者には、購入手数料に相当する費用を、当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する「販売管理報酬」および当ファンドの途中換金時にかかる「信託財産留保額」をもって、実質的にご負担いただきます。  
※当ファンドの設定額に応じた投資先ファンドの買付金額に3.0%を乗じた額が、投資先ファンドの関係者から販売会社に支払われますが、当ファンドまたは投資先ファンドの資産から支払われるわけではありません。

##### 当ファンドを満期償還まで保有した場合

満期償還までの「実質的な運用管理費用（信託報酬）」（投資先ファンドの運用管理報酬を含む、

年率1.9156%<sup>1</sup>程度（税込）等\*1をご負担いただきます。

「販売管理報酬」とは、投資先ファンドのスキーム運営に対する報酬であり、投資者には、  
購入時手数料に相当する費用を当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する  
「販売管理報酬」をもって、実質的にご負担いただきます。

当ファンドの運用管理費用(信託報酬)	0.6156%※2 (税抜き0.57%)
※当ファンドの純資産総額に対する料率、年率	
投資先ファンドの運用管理報酬	1.30%
販売管理報酬	0.64%
管理・投資運用報酬等	0.66%

※投資先ファンドの純資産総額に対する料率、年率

償還までの実質的な運用管理費用(信託報酬)  
年率1.9156%※1程度(税込)

### 当ファンドを途中換金した場合

- 保有期間※2における「実質的な運用管理費用(信託報酬)」等に加え、換金申込受付日に応じた「信託財産留保額」がかかります。
- 「信託財産留保額」は、投資先ファンドの「条件付後払申込手数料」に充当します※3。
- 「条件付後払申込手数料」は、投資先ファンドの途中換金時に発生する手数料です。
- 投資者には、購入手数料に相当する費用を、当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する「販売管理報酬」および当ファンドの途中換金時にかかる「信託財産留保額」をもって、実質的にご負担いただきます。

保有期間ににおける実質的な運用管理費用(信託報酬) 年率1.9156%※1程度(税込)



※保有期間や基準価額の水準によっては、購入手数料3.0%を支払った場合と比較して、投資者の費用負担の総額が相対的に高くなることがあります。

消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。

1...1.927%    2...0.627%

上記は、提出日現在において知り得る情報に基づいて作成しています。

\*1 実質的な運用管理費用(信託報酬)の他に、「その他の費用・手数料(投資先ファンドにかかる受託報酬0.01% (最低年間報酬額10,000米ドル)等)」がかかります。詳しくは、「その他の手数料等」をご確認ください。

\*2 保有期間とは、設定日から換金約定日までの期間をいいます。

\*3 当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「条件付後払申込手数料」の支払いが生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける条件付後払申込手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

## 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

## 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人受益者の場合

#### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【新生・世界スマート債券ファンド 1506】

以下の運用状況は2019年 6月28日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### （1）【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	3,250,661,620	99.47
親投資信託受益証券	日本	999,410	0.03
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		16,245,382	0.50
合計(純資産総額)		3,267,906,412	100.00

#### （2）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

### イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン	投資信託受益証券	Global Smart Allocation Bond Fund Yen Hedged Units 1506 (for FOF Investors)	3,318,017,373	1	3,318,017,373	0.9797	3,250,661,620	99.47
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	982,415	1.0178	1,000,000	1.0173	999,410	0.03

### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.47
親投資信託受益証券	0.03
合計	99.50

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### ( 3 ) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2015年12月 9日)	5,024	5,024	0.9782	0.9782
第2計算期間末 (2016年 6月 9日)	4,860	4,860	0.9883	0.9883
第3計算期間末 (2016年12月 9日)	4,505	4,505	0.9656	0.9656
第4計算期間末 (2017年 6月 9日)	4,450	4,450	0.9872	0.9872
第5計算期間末 (2017年12月11日)	4,236	4,236	0.9851	0.9851
第6計算期間末 (2018年 6月11日)	3,875	3,875	0.9588	0.9588
第7計算期間末 (2018年12月10日)	3,276	3,276	0.9345	0.9345
第8計算期間末 (2019年 6月10日)	3,269	3,269	0.9674	0.9674
2018年 6月末日	3,748		0.9543	
7月末日	3,693		0.9591	
8月末日	3,582		0.9505	

9月末日	3,503		0.9478	
10月末日	3,382		0.9379	
11月末日	3,281		0.9317	
12月末日	3,264		0.9343	
2019年 1月末日	3,283		0.9437	
2月末日	3,265		0.9481	
3月末日	3,289		0.9584	
4月末日	3,256		0.9540	
5月末日	3,264		0.9595	
6月末日	3,267		0.9729	

#### 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2015年 6月 1日～2015年12月 9日	0.0000
第2期	2015年12月10日～2016年 6月 9日	0.0000
第3期	2016年 6月10日～2016年12月 9日	0.0000
第4期	2016年12月10日～2017年 6月 9日	0.0000
第5期	2017年 6月10日～2017年12月11日	0.0000
第6期	2017年12月12日～2018年 6月11日	0.0000
第7期	2018年 6月12日～2018年12月10日	0.0000
第8期	2018年12月11日～2019年 6月10日	0.0000

#### 【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2015年 6月 1日～2015年12月 9日	2.18
第2期	2015年12月10日～2016年 6月 9日	1.03
第3期	2016年 6月10日～2016年12月 9日	2.30
第4期	2016年12月10日～2017年 6月 9日	2.24
第5期	2017年 6月10日～2017年12月11日	0.21
第6期	2017年12月12日～2018年 6月11日	2.67
第7期	2018年 6月12日～2018年12月10日	2.53
第8期	2018年12月11日～2019年 6月10日	3.52

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2015年 6月 1日～2015年12月 9日	5,189,881,763	53,857,260
第2期	2015年12月10日～2016年 6月 9日	0	217,650,000
第3期	2016年 6月10日～2016年12月 9日	0	252,270,000
第4期	2016年12月10日～2017年 6月 9日	0	157,597,989
第5期	2017年 6月10日～2017年12月11日	0	207,771,655
第6期	2017年12月12日～2018年 6月11日	0	258,404,000
第7期	2018年 6月12日～2018年12月10日	0	536,349,404
第8期	2018年12月11日～2019年 6月10日	0	125,902,319

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### (参考)

#### 新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2019年 6月28日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	80,021,360	53.75
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		68,861,322	46.25
合計(純資産総額)		148,882,682	100.00

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第838回国庫短期証券	80,000,000	100.03	80,026,560	100.02	80,021,360		2019/9/17	53.75

##### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	53.75
合計	53.75

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なものの概要

該当事項はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

### 2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

#### (1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ルクセンブルクの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から下記の信託財産留保額を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

### <信託財産留保額>

換金申込受付日	信託財産留保額 (一万口当たり)
設定日から2016年5月31日まで	300円
2016年6月1日から2017年5月31日まで	250円
2017年6月1日から2018年5月31日まで	200円
2018年6月1日から2019年5月31日まで	150円
2019年6月1日から2020年5月31日まで	100円
2020年6月1日以降	0円

当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「条件付後払申込手数料」の支払いが生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける条件付後払申込手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

す。

#### (6) 手取額

- 1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

販売会社が定める単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して9営業日目からお支払いします。

#### (9) 受付の中止および取消

- 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

- 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

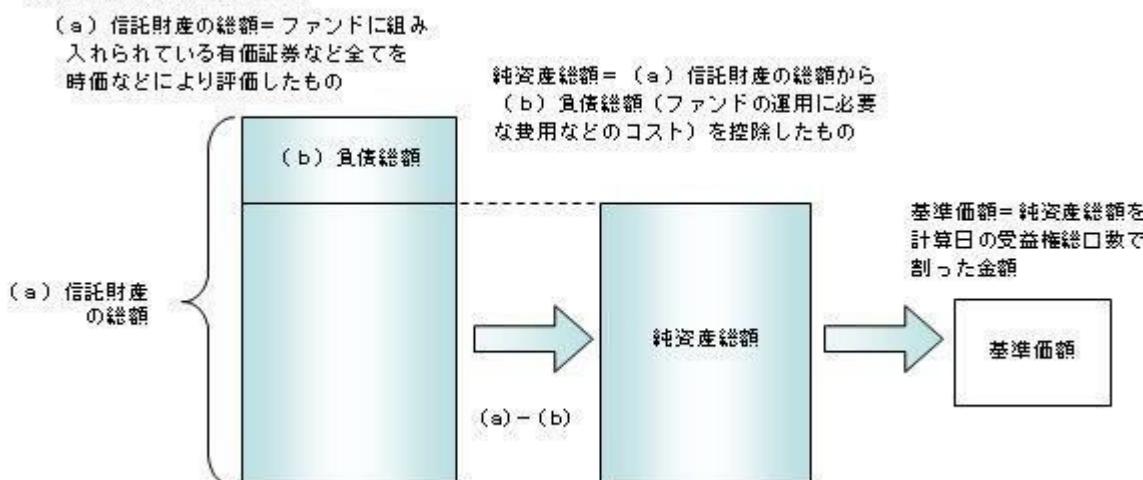
### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- 基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- 基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

- 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 基準価額の照会方法  
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先  
<新生インベストメント・マネジメント株式会社>  
ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>  
電話番号：03-6880-6448（投資信託部）  
受付時間：営業日の9時～17時

## （2）【保管】

該当事項はありません。

## （3）【信託期間】

2020年6月9日までとします（2015年6月1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

## （4）【計算期間】

原則として、毎年12月10日から翌年6月9日まで、6月10日から12月9日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

## （5）【その他】

### 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還せます。
  - イ) ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド 円投資型1506（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）が償還となったとき
  - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - 二) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。  
償還金について  
・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。  
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

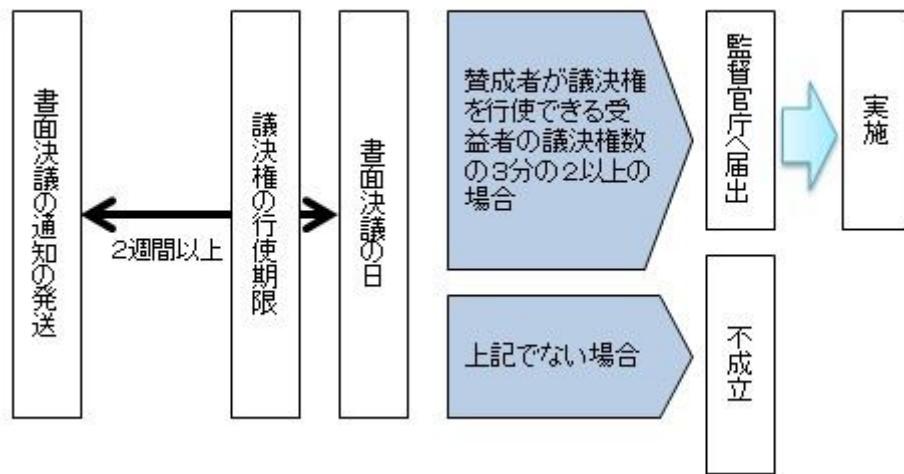
## 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

### 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

#### <書面決議の主な流れ>



### 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

### 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

### 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3カ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

## 2. 他の受益者が有する受益権の内容

### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

#### (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成30年12月11日から令和1年6月10日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト－マツによる監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

【新生・世界スマート債券ファンド 1506】

( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第7期 ( 平成30年12月10日現在 )	第8期 ( 令和 1年 6月10日現在 )
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	44,539,301	28,249,934
投資信託受益証券	3,257,212,510	3,246,860,877
親投資信託受益証券	999,607	999,509
未収入金	-	25,989,000
その他未収収益	-	50,000
流動資産合計	3,302,751,418	3,302,149,320
<b>資産合計</b>	<b>3,302,751,418</b>	<b>3,302,149,320</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	14,665,900	21,031,400
未払受託者報酬	539,663	521,459
未払委託者報酬	9,713,406	9,386,096
未払利息	122	77
その他未払費用	1,372,254	1,337,652
流動負債合計	26,291,345	32,276,684
<b>負債合計</b>	<b>26,291,345</b>	<b>32,276,684</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	3,505,981,455	3,380,079,136
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	229,521,382	110,206,500
元本等合計	3,276,460,073	3,269,872,636
<b>純資産合計</b>	<b>3,276,460,073</b>	<b>3,269,872,636</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,302,751,418</b>	<b>3,302,149,320</b>

( 2 ) 【損益及び剩余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第7期 (自平成30年 6月12日 至平成30年12月10日)	第8期 (自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	6,275,555	9,411,408
有価証券売買等損益	92,606,209	113,166,238
その他収益	-	50,000
<b>営業収益合計</b>	<b>86,330,654</b>	<b>122,627,646</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	18,342	10,415
受託者報酬	574,343	528,101
委託者報酬	10,338,115	9,505,834
その他費用	1,402,603	1,337,652
<b>営業費用合計</b>	<b>12,333,403</b>	<b>11,382,002</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>98,664,057</b>	<b>111,245,644</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>98,664,057</b>	<b>111,245,644</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>98,664,057</b>	<b>111,245,644</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	-	-
期首剰余金又は期首次損金( )	166,601,761	229,521,382
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,744,436	8,069,238
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,744,436	8,069,238
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>229,521,382</b>	<b>110,206,500</b>

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期 (自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月10日から翌年6月9日まで及び、6月10日から12月9日までとなっておりますが、第8期計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成30年 12月 11日から令和1年6月 10日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期 (平成30年12月10日現在)	第8期 (令和 1年 6月10日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
設定年月日	平成27年 6月 1日	平成27年 6月 1日
設定元本額	5,189,881,763円	5,189,881,763円
期首元本額	4,042,330,859円	3,505,981,455円
元本残存率	67.5%	65.1%
2. 計算期間の末日における受益権総数	3,505,981,455口	3,380,079,136口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 229,521,382円	元本の欠損 110,206,500円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (10,345円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (9,674円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 (自 平成30年 6月12日 至 平成30年12月10日)	第8期 (自 平成30年12月11日 至 令和 1年 6月10日)
---	---

1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程	
計算期間末日における元本超過額及び分配対象配当等収益額がないため、当期に分配した金額はありません。		計算期間末日における元本超過額及び分配対象配当等収益額がないため、当期に分配した金額はありません。	
当ファンドの配当等 A 収益額	6,257,213円	当ファンドの配当等 A 収益額	9,450,993円
親ファンドの配当等 B 収益額	44円	親ファンドの配当等 B 収益額	31円
新生 ショートター ム・マザーファンド	44円	新生 ショートター ム・マザーファンド	31円
配当等収益合計額 C=A+B	6,257,169円	配当等収益合計額 C=A+B	9,450,962円
経費 D	12,315,061円	経費 D	11,371,587円
差引配当等収益額 E=C-D	6,057,892円	差引配当等収益額 E=C-D	1,920,625円
当ファンドの当期末 F	3,505,981,455口	当ファンドの当期末 F	3,380,079,136口
残存受益権口数		残存受益権口数	
当ファンドの期中平 G	3,728,953,529口	当ファンドの期中平 G	3,444,163,242口
均残存受益権口数		均残存受益権口数	
分配対象配当等収益 H=E × F/G 額	-円	分配対象配当等収益 H=E × F/G 額	-円
10,000口当たり分配 I=H/F × 10,000 対象配当等収益額	-円	10,000口当たり分配 I=H/F × 10,000 対象配当等収益額	-円
10,000口当たりの分 J 配金	-円	10,000口当たりの分 J 配金	-円
分配金 K=F × J/10,000	-円	分配金 K=F × J/10,000	-円
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額		2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額は剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。		当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額は剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第7期 (自平成30年 6月12日 至平成30年12月10日)	第8期 (自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日)
1 金融商品に対する取組方針  当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針  当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク  当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク  当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。
--	--

### 金融商品の時価等に関する事項

第7期 (平成30年12月10日現在)	第8期 (令和1年6月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額  貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額  貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法  投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  上記以外の金融商品  短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法  投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  上記以外の金融商品  短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第7期 (平成30年12月10日現在)	第8期 (令和1年6月10日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	59,926,825	120,550,686
親投資信託受益証券	98	98
合計	59,926,923	120,550,588

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期 (自平成30年 6月12日 至平成30年12月10日)	第8期 (自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第8期 (自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日)
該当事項はありません。

#### (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (令和 1年 6月10日現在)

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	Global Smart Allocation Bond Fund Yen Hedged Units 1506 (for FOF Investors)	3,334,217,373	3,246,860,877	
投資信託受益証券合計		3,334,217,373	3,246,860,877	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	982,415	999,509	
親投資信託受益証券合計		982,415	999,509	
合計			3,247,860,386	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

第4 不動産等明細表  
該当事項はありません。

第5 商品明細表  
該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表  
該当事項はありません。

第8 借入金明細表  
該当事項はありません。

#### （参考）

本報告書の開示対象ファンド（新生・世界スマート債券ファンド 1506）（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン籍円建て外国投資信託である「ニッポン・オフショア・ファンズ - 世界スマート債券ファンド円投資型1506（ファンド・オブ・ファンズ専用クラス）」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同外国投資信託の受益証券であります。主要投資対象である同外国投資信託の計算期間末日（平成30年11月30日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を委託会社が管理会社より入手し、原文の一部を翻訳しております。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

#### 新生 ショートターム・マザーファンド

##### 貸借対照表

(単位：円)	
(令和 1年 6月10日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	88,892,061
国債証券	120,003,480
流動資産合計	208,895,541
資産合計	208,895,541
負債の部	

(令和 1年 6月10日現在)

流動負債	
未払利息	243
流動負債合計	243
負債合計	243
純資産の部	
元本等	
元本	205,318,743
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	3,576,555
元本等合計	208,895,298
純資産合計	208,895,298
負債純資産合計	208,895,541

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券  個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和 1年 6月10日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	205,318,743円
期中追加設定元本額	-円
期中一部解約元本額	-円
期末元本額	205,318,743円
元本の内訳*	
新生・世界スマート債券ファンド 1409	982,512円
新生・世界スマート債券ファンド 1411	982,319円
新生・世界スマート債券ファンド 1502	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1503	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1506	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(安定コース) 1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(成長コース) 1508	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(安定コース) 1510	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(成長コース) 1510	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(安定コース) 1511	982,415円

新生・ワールドラップ・ファンド(成長コース) 1511	982,415円
新生・世界スマート債券ファンド 1511	982,415円
新生・ワールドラップ・ファンド(安定コース) 1602	982,319円
新生・ワールドラップ・ファンド(成長コース) 1602	982,319円
新生・ワールドラップ・ファンド(安定コース) 1603	982,319円
新生・ワールドラップ・ファンド(成長コース) 1603	982,319円
新生・UTIインドファンド	113,806,879円
新生・フラトンVPI Cファンド	39,013,729円
新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド	7,097,650円
米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式コース	982,125円
米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式&通貨コース	26,528,965円
グローバル・ナビゲーター(限定追加型)	206,308円
新生・ワールドラップ・セレクト	982,415円
<b>2. 計算日における受益権総数</b>	<b>205,318,743口</b>
<b>3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額</b>	<b>元本の欠損 -円</b>
<b>4. 計算日における1単位当たりの純資産の額</b>	<b>1口当たり純資産額 1.0174円 (10,000口当たり純資産額) (10,174円)</b>

(注) \* は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

#### 金融商品の状況に関する事項

(自平成30年12月11日 至令和 1年 6月10日)
<b>1 金融商品に対する取組方針</b>
本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
<b>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</b>
本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
<b>3 金融商品に係るリスク管理体制</b>
委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

#### 金融商品の時価等に関する事項

(令和 1年 6月10日現在)
<b>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</b>

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2 時価の算定方法

### 国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

### 上記以外の金融商品

短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(令和 1年 6月10日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	14,880
合計	14,880

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

### (デリバティブ取引に関する注記)

#### 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

(自平成30年12月11日  
至令和 1年 6月10日)

該当事項はありません。

### (重要な後発事象に関する注記)

(自平成30年12月11日  
至令和 1年 6月10日)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表（令和1年6月10日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第765回国庫短期証券	120,000,000	120,003,480	
合計		120,000,000	120,003,480	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

以下の情報は、当ファンドの主要投資対象である投資先ファンドが属するシリーズ・トラストの財務諸表を記載したものです。

### 貸借対照表

#### 純資産計算書

2018年11月30日現在

#### 世界スマート債券ファンド

(米ドルで表示)

#### 世界スマート債券ファンド (米ドル)

#### 資産

##### 投資有価証券

- 取得原価	214,114,042.75
- 時価評価額	206,193,136.84
現預金	6,155,979.29
債券にかかる未収利息	1,293,219.26
為替先渡契約にかかる未実現評価益	1,145,187.29
購入オプションの時価評価額	329,881.04
スワップ契約にかかる未実現評価益	92,919.23
先物契約にかかる未実現評価益	86,979.96
設立費	2,541.80
その他の資産	343.09

#### 資産合計

215,300,187.80

#### 負債

為替先渡契約にかかる未実現評価損	8,635,286.60
未払投資有価証券購入代金	1,067,944.23
未払買戻支払額	859,066.05
先物契約にかかる未実現評価損	267,575.68
スワップ契約にかかる未実現評価損	312,191.58
未払販売管理報酬	111,483.06
未払管理報酬	97,568.64
未払分配金	55,332.70
未払専門家費用	22,757.29
未払印刷および公告費	21,345.67
売却オプションの時価評価額	19,271.93
未払保管報酬	8,698.51
未払管理事務代行報酬	8,695.93
未払弁護士報酬	8,828.65
未払受託報酬	3,912.64
その他の負債	6,960.89

#### 負債合計

11,506,920.05

#### 純資産総額

203,793,267.75

### **純資産額**

円投資型1409受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	4,144,222,878
円投資型1411受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	2,623,239,466
円投資型1502受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	5,503,281,826
円投資型1503受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	3,196,813,120
円投資型1506受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	3,258,534,542
円投資型1508受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	2,135,710,579
円投資型1511受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	2,251,390,672

### **発行済受益証券口数**

円投資型1409受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	4,339,370,520
円投資型1411受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	2,747,079,425
円投資型1502受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	5,958,378,641
円投資型1503受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	3,463,428,594
円投資型1506受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	3,478,119,692
円投資型1508受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	2,260,630,693
円投資型1511受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	2,360,565,162

### **1口当たり純資産価格**

円投資型1409受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	0.9550
円投資型1411受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	0.9549
円投資型1502受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	0.9236
円投資型1503受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	0.9230
円投資型1506受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	0.9369
円投資型1508受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	0.9447
円投資型1511受益証券 ( ファンド・オブ・ファンズ専用 )	日本円	0.9538

### **損益計算書**

運用計算書および純資産変動計算書  
2018年11月30日に終了した年度

世界スマート債券ファンド

(米ドルで表示)

世界スマート債券ファンド  
(米ドル)

収益

債券にかかる利息	8,535,005.89
銀行利息	82,660.63
その他の収益	2,112.61

収益合計	8,619,779.13
------	--------------

費用

販売管理報酬	1,692,490.20
管理報酬	1,511,823.26
保管報酬	134,022.96
管理事務代行報酬	133,978.51
スワップ契約にかかる利息	95,354.11
取引手数料	55,570.34
販売報酬	46,494.19
印刷および公告費	40,024.99
保護預り費用	39,882.12
代行協会員報酬	31,004.40
受託報酬	26,506.71
専門家費用	22,833.41
弁護士報酬	15,557.52
設立費	13,171.08
清算費用	12,791.63
その他の費用	147,543.71

費用合計	4,019,049.14
------	--------------

投資純利益	4,600,729.99
-------	--------------

運用計算書および純資産変動計算書(続き)  
2018年11月30日に終了した年度

世界スマート債券ファンド

(米ドルで表示)

世界スマート債券ファンド  
(米ドル)

投資純利益	4,600,729.99
-------	--------------

以下にかかる実現純損益:

先物契約	1,496,513.61
外国為替	865,594.63
スワップ契約	(382,417.05)
オプション	(610,335.44)
投資有価証券	(5,834,428.02)
為替先渡契約	(7,954,407.02)

**当期実現純損失** (7,818,749.30)

---

**以下にかかる未実現評価損益の純変動：**

為替先渡契約	5,492,719.11
スワップ契約	200,812.91
オプション	(175,317.61)
先物契約	(933,222.78)
投資有価証券	(9,883,608.18)

**運用による純資産の純減少** (13,117,365.85)

---

**資本の変動**

受益証券発行手取額	-
受益証券買戻支払額	(77,359,726.78)

**資本の変動、純額** (77,359,726.78)

---

**支払分配金** (1,313,360.46)

---

**期首現在純資産額** 295,583,720.84

---

**期末現在純資産額** 203,793,267.75

---

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年 6月28日現在です。

### 【新生・世界スマート債券ファンド 1506】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	3,281,472,394円
負債総額	13,565,982円
純資産総額( - )	3,267,906,412円
発行済口数	3,358,979,136口
1口当たり純資産額( / )	0.9729円

(参考)

新生 ショートターム・マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	148,882,870円
負債総額	188円
純資産総額( - )	148,882,682円
発行済口数	146,344,888口
1口当たり純資産額( / )	1.0173円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ( 4 ) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### ( 5 ) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

#### ( 6 ) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

2019年6月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

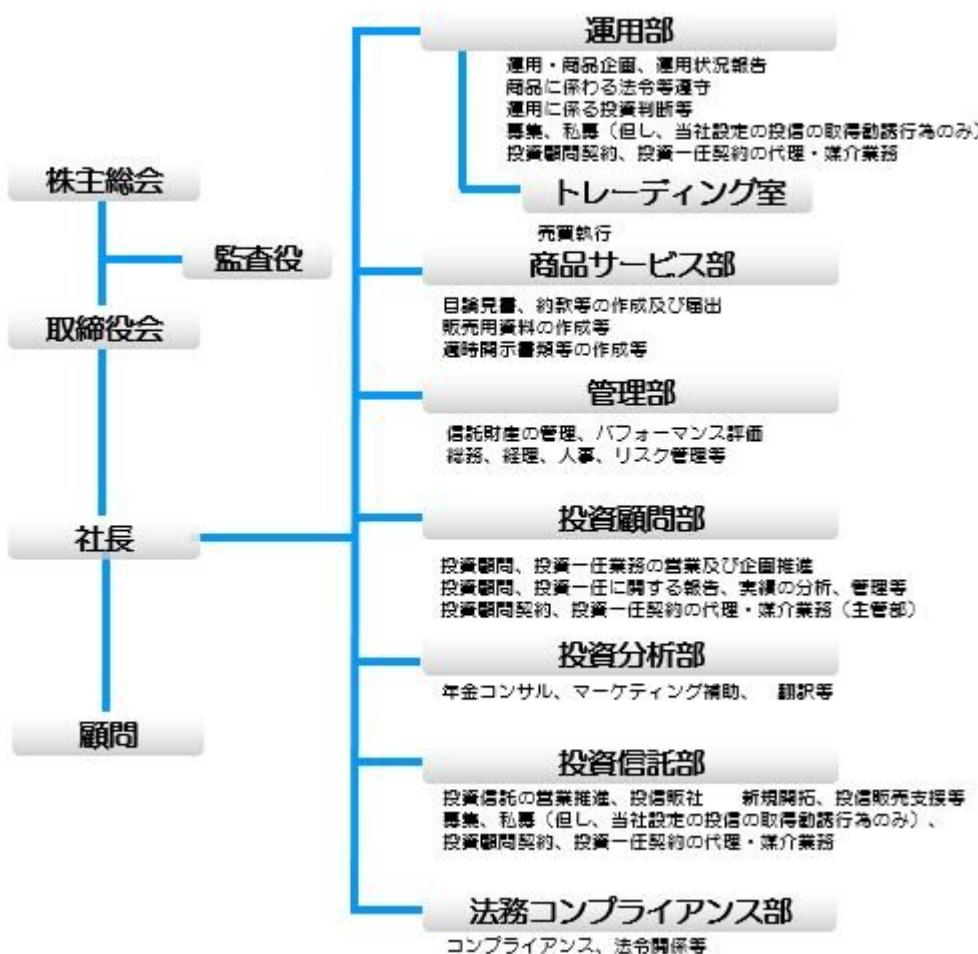
##### (2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

\* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



### (3) 投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は2019年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2019年6月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計94本（追加型投資信託30本、単位型投資信託64本）であり、純資産の総額は268,885百万円（百万円未満切捨）です。

## 3 【委託会社等の経理状況】

### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 財務諸表

### (1) 【貸借対照表】

期別		第17期 (2018年3月31日現在)		第18期 (2019年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	2		824,264		870,296
前払費用			7,769		7,994
未収委託者報酬			298,485		292,312
未収運用受託報酬			6,482		4,589
未収収益			5,168		4,583
立替金			8,211		8,859
流動資産計			1,150,380		1,188,635
固定資産					

有形固定資産			28,780		27,412
建物	1	27,581		25,584	
器具備品	1	1,199		1,827	
投資その他の資産			54,315		54,734
差入保証金	2	43,052		43,052	
繰延税金資産		11,262		11,681	
固定資産計			83,096		82,146
資産合計			1,233,477		1,270,782

期別		第17期 ( 2018年3月31日現在 )		第18期 ( 2019年3月31日現在 )	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			221,543		213,840
未払手数料	2	158,257		155,873	
その他未払金	2	63,286		57,967	
未払費用			7,892		11,101
未払法人税等			8,871		5,548
未払消費税等			11,009		6,139
賞与引当金			41,491		43,397
役員賞与引当金			6,350		6,397
預り金			3,755		7,027
流動負債計			300,914		293,452
固定負債					
資産除去債務			30,943		31,585
固定負債計			30,943		31,585
負債合計			331,857		325,038
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		406,619		450,744	
利益剰余金合計			406,619		450,744
株主資本合計			901,619		945,744
純資産合計			901,619		945,744
負債・純資産合計			1,233,477		1,270,782

( 2 ) 【損益計算書】

期別		第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日 )		第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日 )	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,469,456		1,475,819	
運用受託報酬		44,203		39,793	
その他営業収益		19,980		19,432	
営業収益計			1,533,639		1,535,045
営業費用					
支払手数料	1	774,965		788,891	
広告宣伝費		11,553		8,328	
公告費		600		600	
調査費			351	325	
図書費					
調査費		182,654		186,280	
委託計算費		33,475		38,678	
営業雑経費					
通信費		872		742	
印刷費		11,305		10,555	
協会費		2,234		2,317	
その他営業雑経費		9,538		11,987	
営業費用計			1,027,552		1,048,709
一般管理費					
給料					
役員報酬		30,510		29,780	
給料・手当		178,965		170,272	
賞与		3,210		4,291	
役員賞与		133		508	
賞与引当金繰入額		41,491		43,397	
役員賞与引当金繰入額		6,350		6,397	
退職給付費用		30,683		29,133	
交際費		280		181	
旅費交通費		5,470		5,850	
租税公課		8,190		10,563	
不動産賃借料		43,052		43,052	
固定資産減価償却費		2,628		2,455	
資産除去債務利息費用		629		642	
諸経費		63,736		71,856	
一般管理費計			415,333		418,384
営業利益			90,754		67,952
営業外収益					
受取利息		2		3	
為替差益		39		-	
営業外収益計			41		3
営業外費用					
為替差損		-		664	
雑損失		0		10	
営業外費用計			0		674
経常利益			90,796		67,280
税引前当期純利益			90,796		67,280

法人税、住民税及び事業税	1	30,973		23,574	
法人税等調整額		17,338	13,634	418	23,155
当期純利益			77,161		44,124

### ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第17期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金		利益剰余金合計				
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	495,000	329,457	329,457	824,457	824,457		
当期変動額							
当期純利益		77,161	77,161	77,161	77,161		
当期変動額合計		77,161	77,161	77,161	77,161		
当期末残高	495,000	406,619	406,619	901,619	901,619		

第18期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位 : 千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金		利益剰余金合計				
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	495,000	406,619	406,619	901,619	901,619		
当期変動額							
当期純利益		44,124	44,124	44,124	44,124		
当期変動額合計		44,124	44,124	44,124	44,124		
当期末残高	495,000	450,744	450,744	945,744	945,744		

### 〔重要な会計方針〕

項目	内 容
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8~38年 器具備品 4~20年
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。  連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

### 〔表示方法の変更〕

第18期  
(自 2018年4月1日  
至 2019年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」17,001千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」5,738千円と相殺して「投資その他の資産」の「繰延税金資産」11,262千円と表示しており、変更前と比べて総資産が5,738千円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

[未適用の会計基準等]

2019年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは下記のとおりであります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1)概要

「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的として公表されたものであります。これは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2018年1月1日適用開始)の基本的な原則を取り入れつつ、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

第17期 (2018年3月31日現在)	第18期 (2019年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 20,794千円 器具備品 10,123千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 22,792千円 器具備品 10,582千円
2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 340,267千円 差入保証金 43,052千円 未払手数料 95,480千円 その他未払金(注) 24,370千円	2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 342,820千円 差入保証金 43,052千円 未払手数料 86,053千円 その他未払金(注) 17,843千円
(注)当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	(注)当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

(損益計算書関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)																
<p>1. 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">支払手数料</td> <td style="width: 45%;">486,769千円</td> <td style="width: 5%;">支払手数料</td> <td style="width: 45%;">426,359千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税(注)</td> <td>24,370千円</td> <td>法人税、住民税及び事業税(注)</td> <td>17,843千円</td> </tr> </table> <p>(注)当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	支払手数料	486,769千円	支払手数料	426,359千円	法人税、住民税及び事業税(注)	24,370千円	法人税、住民税及び事業税(注)	17,843千円	<p>1. 関係会社との取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">支払手数料</td> <td style="width: 45%;">426,359千円</td> <td style="width: 5%;">支払手数料</td> <td style="width: 45%;">486,769千円</td> </tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税(注)</td> <td>17,843千円</td> <td>法人税、住民税及び事業税(注)</td> <td>24,370千円</td> </tr> </table> <p>(注)当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	支払手数料	426,359千円	支払手数料	486,769千円	法人税、住民税及び事業税(注)	17,843千円	法人税、住民税及び事業税(注)	24,370千円
支払手数料	486,769千円	支払手数料	426,359千円														
法人税、住民税及び事業税(注)	24,370千円	法人税、住民税及び事業税(注)	17,843千円														
支払手数料	426,359千円	支払手数料	486,769千円														
法人税、住民税及び事業税(注)	17,843千円	法人税、住民税及び事業税(注)	24,370千円														

(株主資本等変動計算書関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)																				
<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業 年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<p>発行済株式に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業 年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>9,900</td> <td></td> <td></td> <td>9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

(リース取引関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。  
また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	824,264	824,264	-
未収委託者報酬	298,485	298,485	-
未収運用受託報酬	6,482	6,482	-
差入保証金	43,052	40,351	2,701
<b>資産計</b>	<b>1,172,285</b>	<b>1,169,584</b>	<b>2,701</b>
未払手数料	158,257	158,257	-
その他未払金	63,286	63,286	-
<b>負債計</b>	<b>221,543</b>	<b>221,543</b>	<b>-</b>

#### (2) 時価の算定方法

##### 資産

###### 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

###### 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

###### 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

###### 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

##### 負債

###### 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

###### その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

#### (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	824,264	-
未収委託者報酬	298,485	-
未収運用受託報酬	6,482	-
差入保証金	-	43,052
<b>合計</b>	<b>1,129,232</b>	<b>43,052</b>

## 1. 金融商品の状況に対する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。  
また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	870,296	870,296	-
未収委託者報酬	292,312	292,312	-
未収運用受託報酬	4,589	4,589	-
差入保証金	43,052	41,758	1,294
資産計	1,210,250	1,208,955	1,294
未払手数料	155,873	155,873	-
その他未払金	57,967	57,967	-
負債計	213,840	213,840	-

### (2) 時価の算定方法

#### 資産

##### 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

##### 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	870,296	-
未収委託者報酬	292,312	-
未収運用受託報酬	4,589	-
差入保証金	-	43,052
合計	1,167,197	43,052

(有価証券関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

<p><b>1. セグメント情報</b> 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p><b>2. 関連情報</b></p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報</p> <p>営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>アメリカン・ ドリーム・ ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>268,592</td> <td>147,610</td> <td>131,394</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	営業収益	268,592	147,610	131,394	<p><b>1. セグメント情報</b> 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p><b>2. 関連情報</b></p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報</p> <p>営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>アメリカン・ ドリーム・ ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>278,815</td> <td>117,782</td> <td>98,675</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	営業収益	278,815	117,782	98,675
	新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド														
営業収益	268,592	147,610	131,394														
	新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド														
営業収益	278,815	117,782	98,675														

**(資産除去債務関係)**

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日 )		第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日 )	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの		資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要		1. 当該資産除去債務の概要	
当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。		当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法		2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	
使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。		使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減		3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	
(単位：千円)		(単位：千円)	
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
30,314		629	30,943
30,943		642	31,585

(関連当事者情報)

第17期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	(被所有)直接所有 100%	営業取引役員の兼任	支払手数料	486,769	未払手数料	95,480
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	24,370	その他未払金	24,370

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行(東京証券取引所に上場)

第18期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	(被所有)直接所有 100%	営業取引役員の兼任	支払手数料	426,359	未払手数料	86,053
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	17,843	その他未払金	17,843

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行(東京証券取引所に上場)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

第17期 (2018年3月31日)	第18期 (2019年3月31日)
----------------------	----------------------

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注2)	17,805千円	17,805千円
未払事業税	1,889千円	1,384千円
未払事業所税	264千円	264千円
賞与引当金等	14,755千円	15,422千円
資産除去債務	9,474千円	9,671千円
その他	367千円	289千円
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>44,557千円</b>	<b>44,838千円</b>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	17,805千円	17,805千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	9,751千円	9,947千円
<b>評価性引当額小計(注1)</b>	<b>27,556千円</b>	<b>27,753千円</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>17,001千円</b>	<b>17,085千円</b>

### 繰延税金負債

建物（除去費用）	5,738千円	5,403千円
繰延税金負債合計	5,738千円	5,403千円
差引：繰延税金資産の純額	11,262千円	11,681千円

(注) 1. 評価性引当額が196千円増加しております。この増加の内容は、将来減算一時差異に関する評価性引当額を追加的に認識したことによるものであります。

### 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第17期（2018年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	-	-	-	-	8,402	9,402	17,805
評価性引当額	-	-	-	-	8,402	9,402	17,805
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第18期（2019年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（b）	-	-	-	8,402	9,402	-	17,805
評価性引当額	-	-	-	8,402	9,402	-	17,805
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第17期

第18期

(2018年3月31日)

(2019年3月31日)

法定実効税率	30.86%	30.62%
住民税均等割	0.32%	0.43%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.22%	2.97%
評価性引当額の増減	18.68%	0.29%
その他	0.30%	0.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.02%	34.42%

### （退職給付関係）

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日 )	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日 )
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

### （1株当たり情報）

第17期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日 )	第18期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日 )
--	--

<p>1株当たり純資産額 91,072円68銭 1株当たり当期純利益 7,794円11銭</p> <p>(注)            1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。            2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。</p>	<p>1株当たり純資産額 95,529円72銭 1株当たり当期純利益 4,457円 3銭</p> <p>(注)            1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。            2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。</p>
--	--

#### (重要な後発事象)

第18期  
(自 2018年4月1日  
至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと  
(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1)受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
-----	-----------------------	-------

三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	------------	---

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円 (2019年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

( 2 ) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

( 1 ) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

( 2 ) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3 【資本関係】

( 1 ) 受託会社

該当事項はありません。

( 2 ) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 3月 7日	有価証券報告書

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 中島紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和元年7月26日

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・世界スマート債券ファンド 1506の平成30年12月11日から令和元年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生・世界スマート債券ファンド 1506の令和元年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。